

しづおか子育て防災ネットワーク規約

第1条（名称）

しづおか子育て防災ネットワーク（以下、本会という）とする。

第2条（会の目的）

本会は災害発生後、主として子育て世代に対し、被災地および被災者の早期復旧支援を行う。あわせて、より効果的な支援活動を実現するため、団体もしくは個人とのネットワークを形成し、人材の交流と育成を図る。

第3条（活動内容）

本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 被災地のニーズに基づいた支援活動
2. 各種媒体を活用したネットワークづくり
3. 備災や減災についての啓発・理解促進のための活動を行う
4. その他本会の目的を実現するために必要な活動

第4条（会員）

本会は、次の各号に掲げる法人、団体等（以下「会員」という）で構成する。

- (1) 子育て支援に関する事業を実施する法人又は任意団体
- (2) 子育て支援に関する事業を実施する個人又は子育て支援に関する知識経験者
- (3) 子育て支援に関する事業を実施する施設の設置者及び運営者
- (4) その他本会の趣旨に賛同する者

第5条（役員）

本会の運営を円滑に行うため、役員を置く。

- ・代表 1名
- ・副代表 2名以内

第6条（役員の任期）

役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 (代表)

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

第8条 (会員の登録等)

本会に加入しようとする者は、会員として登録しなければならない。

1. 会員の登録にあたっては、役員会で承認を得るものとする。
2. 会員がネットワークに登録、又は退会しようとするときは、代表に対し、登録届又は退会届を提出しなければならない。
3. 本会に登録された会員に関する情報は、当該会員の了承を得て、会員に公開することができる。
4. 会員は、活動により得た個人情報を、個人の了承なく他人に漏らしてはならない。退会した後も、また同様とする。

第9条 (会費)

会費については、別紙参照とする。

第10条 (会計)

1. 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
2. 会設立の日の属する会計年度は、当該設立の日から始まるものとする。

第11条 (規約改正)

この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

1. 本会の役員は次の会員とする。

代表 原田 博子

副代表 塩川 祐子

副代表 末吉 喜恵

2. この規約は2020年（令和2）年9月1日から適用する。

(規約の変更)

第3条 (活動内容)

3. 備災や減災についての啓発・理解促進のための活動を行う

4. その他本会の目的を実現するために必要な活動

第10条 (会計)

1. 本会の会計年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

準則 第2条 (年会費)

(1) 団体・個人会員

法人格のある団体：年会費 3,000円

10人以上の会員がいる任意団体：年会費 1,000円

9人以下の任意団体：無料

子育て支援または防災活動をしている個人：無料

この規約の変更は 2022年（令和4年）5月1日から施行する。

(規約の変更)

準則 第2条 (年会費)

(1) 団体・個人会員

団体（法人格の有無を問わず）：年会費 3,000円

子育て支援または防災活動をしている個人：年会費 1,000円

この規約の変更は 2024年（令和6年）9月1日から施行する。

しづおか子育て防災ネットワーク 資金に関する規則

(準則)

第1条 (経費等)

本会の経費は、会費・助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

会費は、会員種別ごとに設定し入会翌月末日までの納入とする。ただし、特別の事由により代表が会費納入の遅延を許可する場合はこれを妨げない。

第2条 (年会費)

この団体の設立当初の会費は次に掲げる額とし、会員は以下に定めるいずれかの会費を納入しなければならない。

(1) 団体・個人会員

団体（法人格の有無を問わず）：年会費 3,000円

子育て支援または防災活動をしている個人：年会費 1,000円

(2) 賛助会員

年会費 1口 10,000円（1口以上）

年会費は、当団体が指定する金融機関の口座への振込みにより納入する。なお、振込みにかかる手数料は、納入者の負担とする。

年度途中の退会の場合、年会費について払い戻しは行わないものとする。

第3条 (会費等の利用目的)

会費等の収入は、発災時の支援ほか当団体の運営費にあてるものとする。